

令和6年度 島根県職員(中山間地域研究員)採用選考試験 受 験 案 内

島根県人事課

〒690-8501 松江市殿町1番地

TEL (0852) 22-6844

島根県人事課ホームページ

<https://www.pref.shimane.lg.jp/jinji/>

- | | |
|--------------|---|
| ○受 付 期 間 | 令和6年9月13日(金)～10月25日(金)
郵送の場合は、10月25日(金)までの消印有効 |
| ○受 付 時 間 | 午前8時30分～午後5時15分(土曜日、日曜日及び祝日を除く) |
| ○第 1 次 試 験 | 申込み時に提出する書類選考により実施します。 |
| ○第1次試験合格発表 | 令和6年11月18日(月) |
| ○第 2 次 試 験 日 | 令和6年12月7日(土) |
| ○最 終 合 格 発 表 | 令和6年12月下旬 |

島根県では、県政の最重要課題である「中山間地域」の振興を図っていくために、「島根県中山間地域研究センター」に勤務する次のような人材を求めています。

- 中山間地域の諸課題の問題点を総合的かつ的確に把握し、根拠となるデータ分析や事例研究をもとに、有効かつ具体的な解決策を提言できる方
- 特定分野の知識だけでなく、分野を横断した視点から、地域において実際に機能し得るシステムを提示できる方
- 異分野異業種の人材で構成される研究プロジェクトチームのコーディネートの経験を有する方
- 地域現場での話し合いや様々な支援業務に労をいとわない方
- 地域住民や自治体関係者等と柔軟に対話できる能力を有する方
- 地域づくりについて豊富なフィールドワークや経験を有する方

1. 採用予定人員及び職務内容

採用予定人数	職務内容
1名	島根県中山間地域研究センター(飯石郡飯南町)に勤務し、次に掲げる業務に従事します。 ①中山間地域の振興を目的とした次のような視点や手法を用いた総合的かつ実践的な調査研究 ○現場調査や統計分析による中山間地域の現状把握と重要課題の抽出 ○新たな調査分析手法・システムの開発 ○生活機能維持や定住人口確保、土地・資源利用マネジメント、地域福祉、地域経済、環境管理などの分野や地域を横断した研究プロジェクトの企画運営 ○持続的な地域運営体制づくりに必要な政策・事業の提案 ②住民団体等による地域づくりの伴走支援、中間支援組織・基礎自治体等の技術的支援 ③研究成果、支援成果の普及(相談対応、研修会運営、成果の現場利用支援等)

(注) 採用予定人員は、変更する場合があります。

2. 受験資格

- (1) 昭和54年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人。性別、学歴及び国籍は問いません。
- (2) 上記(1)にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (イ) 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - (エ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とするもの以外)

3. 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日時、試験地及び試験場	合格発表
第1次試験	書類選考により実施します。	令和6年11月18日(月)に島根県人事課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に試験結果を通知します。 (11月22日(金)までに結果通知が届かない場合は、島根県人事課に照会してください。)
第2次試験	令和6年12月7日(土)に松江市で実施する予定。(時間及び試験場は第1次合格通知の際にお知らせします。)	令和6年12月下旬(予定)に島根県人事課ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知します。

注 (1) 合格者の受験番号の掲示はインターネットでも行いますが、合格者に送付する試験結果の通知を必ず確認してください。(https://www.pref.shimane.lg.jp/jinji/)

(2) 第2次試験は第1次試験合格者のみ受験できます。

4. 試験の種目、配点及び内容

区分	試験の種目	配点	内容
第1次試験	書類選考 (受験申込みと同時に提出すること)	300	中山間地域施策の研究に必要な状況認識、理論構成、地域づくり活動の支援・研究プロジェクト実績並びに具体的な今後の地域振興のための戦略ビジョンや研究プロジェクトの提言能力等に関する書類選考を行います。
	小論文	—	<p>①課題</p> <p>2020年代後半から2040年代までのわが国の社会経済情勢とこれらに対応する政策についての、あなたの見通しに基づき、次の4点について考えを述べなさい（論述は順不同）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現代社会における中山間地域の位置づけ ○中山間地域において進行及び発生すると考えられる事象 ○中山間地域振興で特に必要と考えられる視点 ○上記を踏まえ、わが国唯一の中山間地域専門の総合研究機関として中山間地域研究センターが果たすべき役割 <p>および、中山間地域研究センターの一員として自身の専門性、経験、実績を活かし果たしうる役割</p> <p>②字数制限等</p> <p>用紙はA4判縦長横書きとし、上余白30mm以上、下余白20mm以上、左右余白それぞれ20mm以上とすること。1枚あたりの字数は1600字(40字×40字)以内とし、枚数は6枚以内とする。(図表を用いる場合は、その図表が占める部分も字数にカウントする。)</p> <p>パーソナルコンピュータで作成した文書も可とする。</p>
	地域づくり活動の支援・研究プロジェクト実績調書	—	<p>受験者が実施した次に掲げる実践活動や実績があれば、別紙様式に沿って記入し、提出してください。</p> <p>①地域づくり活動の支援の取組（調査のみの活動や実践が伴わない提案のみの実績は対象としない）</p> <p>②研究プロジェクトの遂行実績及びフィールドワーク実績</p> <p>：ご自身が重要な役割を担った研究プロジェクト・フィールドワークについての概要、地域への成果の還元方法や地域にもたらした効果について記載してください。</p>
	論文・報告書等	—	<p>受験者が参画あるいは業務として担った調査・研究、地域づくり支援活動の成果としてまとめられた論文・報告書その他これに類するものがあれば提出してください。（1人あたり5点まで。査読付き学術論文を1本以上含めることが望ましい。）</p> <p>提出する資料の一覧を作成した上で、共同執筆等の場合は、受験者の執筆部分（分担部分）を明示すること。</p>

第2次試験	専門試験	800	研究計画力や資料構成力、プレゼンテーション力、第1次試験で提出いただいた小論文等に基づく専門分野の知見、プロジェクト運営力、現場支援力等に関する試験を行います。
	専門記述試験 (研究計画作成) (2時間40分)	400	<p>課題として当日提示する研究テーマについて、次の項目に従って研究計画を作成する記述試験を行います。</p> <p>○提示されたテーマに基づき、与えられた資料を検討し、課題解決のために必要な研究プロジェクトの設計（問題点の整理、中心課題・実施内容と実施フロー・研究体制・想定される研究成果の設定）及び成果に基づく政策あるいは事業提案を行う。</p> <p>○答案作成にはパーソナルコンピュータを使用します(使用していただくコンピュータは試験実施者が用意したもので、持ち込みはできません。OSはWindows10または11のいずれか、使用できるアプリケーションはPowerPoint2019・Excel2019・Word2019またはPowerPoint2021・Excel2021・Word2021のいずれかを使用して頂きます)。</p> <p>○答案は、PowerPointの場合はスライド30枚以内、Wordの場合はA4判10枚以内とします(上記のアプリケーションで作成した図表を含む)。</p>
	専門口述試験 (45分)	400	<p>専門記述試験や第1次試験で提出頂いた小論文等についての口述試験を行います。</p> <p>①専門記述試験で作成した研究計画のプレゼンテーションと口頭試問</p> <p>②第1次試験で提出された小論文及び各種実践資料についての口頭試問</p>
	面接試験	400	人物及び専門的知識についての面接試験を行います。

※ 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。

5. 受験手続

- (1) 所定の申込書に必要な事項を記入し、(3)の提出書類を添えて、**島根県人事課(〒690-8501 松江市殿町1番地)**に直接持参するか郵送により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「中山間地域研究員申込」と朱書きし、郵便局で**簡易書留郵便**にしてください。

簡易書留郵便によらない郵便の不着には対応できません。

- (2) 受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、9月13日(金)から10月25日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までです。郵送による場合は、10月25日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(3) 提出書類

提出書類	留意事項
令和6年度島根県職員(中山間地域研究員)採用選考試験申込書	所定の様式を用いて、写真貼付欄に最近6か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm)を貼り付けてください。

小 論 文	用紙はA 4判縦長横書きとし、上余白30mm以上、下余白20mm以上、左右余白それぞれ20mm以上とすること。 1枚あたりの字数は1600字(40字×40字)以内とし、枚数は6枚以内とする。(図表を用いる場合は、その図表が占める部分も字数にカウントする。) パーソナルコンピュータで作成した文書も可とする。
地域づくり活動の支援・研究プロジェクト実績調書	別紙様式(実績種別①、②)
受験者が執筆した論文・報告書その他これに類するもの	写し(A 4判にしたもの。ただし、図表等の資料を添付する場合はA 3判も可とする。)を1部提出すること。 なお、提出書類は返却しない。 提出する資料の一覧を作成した上で、共同執筆等の場合は、受験者の執筆部分(分担部分)を明示すること。 提出できる論文・報告書等は1人あたり5点までとし、複数の論文・報告書等を提出する場合は、クリップ留め等によりそれぞれを明確に区分し、それぞれの表紙に順番にアルファベットを記入すること。
はがき(1部)	受験票として使用します。表面に受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記載し、官製はがき以外は 85円切手 を貼付してください。
定形の封筒(長形3号)(1部)	試験結果通知に使用します。表面に受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記載し、 110円切手 を貼付してください。 ※はがき及び封筒の宛名には「様」と書いてください。

※ 障がいのある方で、受験上の配慮が必要な場合は、申込時にお知らせください。ただし、ご希望の内容によってはお応えできないことがあります。

6. 採用

- (1) 合格者は、原則として令和7年4月1日から「研究員」として採用されます。
- (2) 「2. 受験資格」を満たさない場合は、採用される資格を失います。

7. 試験成績の通知について

この採用選考試験を有効に受験した人には、次の区分に応じて試験成績をお知らせします。

	対象者	通知内容	通知方法
第1次試験	不合格者	総合得点、種目別得点、総合順位及	合格発表日以降に、試験結果通知送付先住所へ郵送します。
第2次試験	合格者及び不合格者	び種目別に定めた基準を満たさなかった種目	

(第1次試験の合格者へは合格通知のみ送付し、第1次試験の成績は第2次試験の成績と併せて最終合格発表日以降に通知します。)

8. 給与

(1) 初任給

初任給は、経歴に応じて決定します。

(初任給の例※令和6年4月1日現在)

学歴	年齢	公務に有効な民間等経験	初任給月額
大学卒	24歳	2年	229,683円
	30歳	8年	275,800円
	40歳	18年	311,043円
	45歳	23年	326,047円

(2) 昇給

通常の場合、年1回昇給します。

(3) 諸手当

扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

9. 個人情報の取扱い

本試験においては、個人情報を以下の目的で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

- ①本試験に関する事務の実施
- ②今後の採用試験や募集活動のための資料作成（個人が特定できないように処理します。）
- ③最終合格者の採用に関する事務の実施

10. 問い合わせ先

受験手続、その他の試験についての問い合わせ先は、次のとおりです。

<p>島根県総務部人事課人事制度係 〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL (0852)22-6844(直通) ※試験当日の連絡先 080-8985-8942</p>
--